

株式会社 資生堂
代表取締役執行役員社長
前田 新造 殿

アンフィニを解雇された女性7名の正社員雇用を求める要請

貴社の鎌倉工場では、国内で唯一口紅製造を行ってきました。

この鎌倉工場で、請負会社アンフィニから解雇された女性労働者（以後「被解雇者」と言う）は、2000年当時は(株)ライアンス、2005年7月からは(株)コラボレート、2006年から(株)アンフィニの社員として資生堂の正社員と同様の仕事に責任を負って働かされ、実態としては違法な派遣や請負で、その仕事内容は一貫してかわらず、貴社の指揮命令の下で働いてきました。

貴社の違法行為は下記の通り明らかです。第1に製造業で正社員として雇用しなければならなかった「被解雇者」を違法な派遣労働者として2000年当時から使用し、第2に2004年から製造業で派遣が認められた際にも使用期間上限の1年間を超えて「被解雇者」に対し派遣労働を継続させ、第3に派遣労働が3年間を経過した時点で直接雇用の申し込み義務（労働者派遣法40条の5）を負っていたにもかかわらずこれを履行せず、第4に派遣から請負への変更は派遣当時と実態はかわらず、実質的には「偽装請負」でした。

こうした貴社の違法実態と「被解雇者」の一貫した労働実態を見れば「被解雇者」7人の女性労働者は本来ならば貴社の正社員としての地位にあったことは明白です。

ところが、貴社が2009年4月アンフィニに口紅の減産を通告したことにより、アンフィニは詐欺的手法で契約期間を1年から2ヵ月間に変更し、5月17日には雇用契約期間途中で22名の整理解雇を強行しました。さらに、5月31日には組合員2名を「雇い止め」し解雇しました。

これらアンフィニが行った不当解雇事件については、すでに2009年12月に東京高裁から組合側の主張を認めた賃金仮払いを命じた決定が出されています。

「女性に優しい企業」を標榜している貴社は、本来、正社員として雇用すべき女性労働者を、発注量を削減するだけで人員削減ができるようするために、8年間以上も派遣や請負として使用し、ついには女性を使い捨てにしたのです。アンフィニ解雇事件の本質は、資生堂が自らの正社員を整理解雇した事件です。

貴社の業績を見れば、本件女性労働者24名の整理解雇が不必要で不当なものであったことは明白です。したがって、私たちは貴社に対し速やかに下記の通り要請します。

記

1. (株)アンフィニから解雇された7人を貴社の正社員として資生堂鎌倉工場に職場復帰させること。
2. 解雇者7人に対して未払い賃金並びに賠償金を支払うこと。
3. 問題解決に向けて、支援共闘会議代表団との交渉に直ちに応じること。

201 年 月 日

【団体署名】

住 所

団体名

代表者印

(取扱団体) 資生堂／アンフィニ争議支援共闘会議

(問合せ・送付先) 全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部

〒221-0841 横浜市神奈川区松本町 1-3-32 電話 045-314-4021